

大阪・関西万博 ライセンス運営管理事業者募集 質問と回答

No	該当箇所	質問内容	回答
1	募集要領第4条 「協会が所有するライセンスの取り扱いについて」(ア)	■募集要領 第4条「協会が所有するライセンスの取扱いについて」の(ア)項について 「協会又は協会が別途認めるものについてはこの限りではなく」と記載されていますが、その例示をお願いします。	国、自治体、理事団体など協会関係団体や、出展・協賛企業など協会が使用を認めた団体の非商用での使用を指します。
2	募集要領第4条 「協会が所有するライセンスの取り扱いについて」(ア)	「協会が第三者に別途協会IPの使用を許諾しているものについては引き続きその使用が認められるもの」と記載されていますが、その例示（「引き続き」の期間を含め）をお願いします。	国、自治体、理事団体など協会関係団体や、出展・協賛企業など協会が使用を認めた団体の非商用での使用を指し、会期終了まで使用可能とします。
3	募集要領第5条 「ライセンス運営管理における遵守項目について」(ク)	募集要領 第5条「ライセンス運営管理における遵守項目について」の(ク)項について 貴協会が想定する賠償責任保険の内容(範囲)、期間、金額の明示をお願いします。	現時点で、ライセンス事業者に参加していただく賠償責任保険に関する水準について具体的に定まっていません。したがって、すでに各事業者において賠償責任保険に加入されている場合は、その対象、限度額、保険料負担額等の情報を提供いただき、後日、協会が付保を求める賠償責任保険の水準と差異が生じ、新たな保険料の負担が生じる等して事業収支計算へ影響する場合には、後日、協議の対象としたいと考えています。
4	募集要領第7条 「募集スケジュール」	提案書類の提出期限が2022年3月14日(月)ですが、2回目の募集はございますでしょうか。	現在のところ、今回同様の「ライセンス運営管理事業者」の再募集の予定はありません。
5	募集要領第8条 「参加資格」(エ)	募集要領 第8条「参加資格」の(4)項(エ)と、「様式3」の第8条(業務分担額)との相関について 様式3の「協定書」フォーマットに加筆・条文追記をせず指定フォーマットの通りとし、業務の分担は、協会へ提出する内容に含めず、別途共同事業者の構成員全員で定めておけばよろしいでしょうか？ もしくは、業務の分担は「企画提案書」に明記することとすれば良いでしょうか？	業務分担は企画提案書に明記いただきますようお願いいたします。
6	募集要領第9条 「参加資格」(1)	募集要領 第9条「応募方法」の(1)項と、「様式4」の巻末「※」の但書との相関について 共同事業者の場合の誓約書の提出方法は、下記(a)-(c)の何れでしょうか？ (a):代表者のみが誓約書を作成し、代表者が期限までに提出する。 (b):共同事業者の全構成員が誓約書を作成し、代表者が取りまとめて期限までに提出する。 (c):上記 (a) (b)以外の提出方法 尚、(c)の場合は誓約書の提出方法を教えてください。	(a)代表者のみが誓約書を作成し、代表者が期限までに提出いただきますようお願いいたします。
7	募集要領第9条 「応募方法」(2)	「9.応募方法(2)」 商品販売スペースに係る工事費用に関して。 募集要項より、「協会は商品販売スペースに係る工事費用に関して負担しない」と記載が有ります。 ここで記載の工事費用とは、基礎工事及び躯体(スケルトン)工事費用も含んだものでしょうか。それとも基礎工事及び躯体(スケルトン)工事以降のいわゆる仕上げ(内装)工事の費用だけを指すものでしょうか。	スケルトンでお渡しし、残りすべてライセンス運営管理事業者様にご負担いただく想定ください。
8	募集要領第9条 「応募方法」(2)(キ)	ライセンス権利料の目標金額と最低保証金額の設定は当方で決定するものでしょうか？	目標金額および最低保証金額もご提案内容に含みます。
9	募集要領第9条 「応募方法」(2)(キ)	ライセンス権利料の大きな基準率はございますか？	ありません。
10	募集要領第9条 「応募方法」(2)(カ)	ライセンス商品の販売先についてですが、万博会場内は優先的に保証されますか？基本的な全て当方にて開拓をするものでしょうか？	募集要領に記載の通り、協会は会場内商品販売スペースの権利を確約しません。販売先についてはライセンス運営管理事業者にて開拓をお願いいたします。
11	募集要領第9条 「応募方法」(2)(カ)	万博会場内での商品販売とは当方スタッフが対面販売を実施するものでしょうか？	ご提案内容次第となります。
12	募集要領第10条 「事業者決定に関する事項」(2)	審査基準について 審査項目ごとの配点を教えてください。	配点は定めず、審査委員会での協議によって総合的に評価します。
13	募集要領第13条 「公式ロゴマーク使用区分について」	募集要領 第13条「公式ロゴマークの使用区分」について 関係団体、協賛企業が販売する「A商品」について、 ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業からこれら商品の使用料(ロイヤリティ)を徴収することの可否を教えてください。 尚、ライセンス運営管理事業者による徴収が不可の場合、その商品カテゴリー、販売チャネル(流通)、および販売規模等の市場影響度合いを教えてください。 更に、ライセンス運営管理事業者による徴収が不可の場合、ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業に向けて、「商品となるアイテムの企画製造委託先となることの提案」、または「サブライセンサーを企画製造委託先として斡旋提案」をすることの可否を教えてください。	関係団体・協賛企業が販売する「A商品」の使用料(ロイヤリティ)は、ライセンス運営管理事業者にて徴収して頂きます。
14	募集要領第13条 「公式ロゴマーク使用区分について」	関係団体、協賛企業が企画・製造・頒布する「B景品」について、 ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業からこれら景品の使用料(ロイヤリティ)を徴収することの可否を教えてください。 尚、ライセンス運営管理事業者による徴収が不可の場合、その景品のアイテムカテゴリー、頒布チャネル(流通)、および頒布規模(市場露出規模)等の市場影響度合いを教えてください。 更に、ライセンス運営管理事業者による徴収の可否に拘らず、ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業に向けて、「景品となるアイテムの企画営業提案」、または「サブライセンサー並びにサブライセンサーアイテムの斡旋提案」をすることの可否を教えてください。	関係団体、協賛企業が企画・製造・頒布する「B景品」の使用料(ロイヤリティ)は、ライセンス運営管理事業者にて徴収することが可能となる予定です。 ライセンス事業者でのロイヤリティ徴収が不可能となった場合の市場影響度合いについては、各社契約内容によって異なるため、現段階では当協会では判断しかねます。 なお、ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業に向けて、「景品となるアイテムの企画営業提案」、または「サブライセンサー並びにサブライセンサーアイテムの斡旋提案」をすることは可能となる予定です。
15	募集要領第13条 「公式ロゴマーク使用区分について」	関係団体、協賛企業が企画・製造・頒布する「C頒布品」について、 ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業からこれら頒布品の使用料(ロイヤリティ)を徴収することの可否を教えてください。 尚、ライセンス運営管理事業者による徴収が不可の場合、その頒布品のアイテムカテゴリー、頒布チャネル(流通)、および頒布規模(市場露出規模)等の市場影響度合いを教えてください。 更に、ライセンス運営管理事業者による徴収の可否に拘らず、ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業に向けて、「頒布品となるアイテムの企画営業提案」、または「サブライセンサー並びにサブライセンサーアイテムの斡旋提案」をすることの可否を教えてください。	関係団体、協賛企業が企画・製造・頒布する「C頒布品」の使用料(ロイヤリティ)は、ライセンス運営管理事業者にて徴収することが可能となる予定です。 ライセンス事業者でのロイヤリティ徴収が不可能となった場合の市場影響度合いについては、各社契約内容によって異なるため、現段階では当協会では判断しかねます。 なお、ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業に向けて、「頒布品となるアイテムの企画営業提案」、または「サブライセンサー並びにサブライセンサーアイテムの斡旋提案」をすることは可能となる予定です。

No	該当箇所	質問内容	回答
16	募集要領第13条 「公式ロゴマーク使用区分について」	<p>関係団体、協賛企業が企画・製造または調達する「E社内使用品」について、ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業からこれら社内誌用品の使用料（ロイヤリティ）を徴収することの可否をご教示ください。</p> <p>尚、ライセンス運営管理事業者による徴収が不可の場合、その社内使用品のアイテムカテゴリー、範囲(社内使用品の流通/例えば、関係団体or協賛企業の系列団体または系列企業までに及ぶのか?系列企業の場合、協賛企業との株式比率等がどこまでの範囲の企業にまで及ぶのか?“社内限定”という建付けの中でグループ企業間での“社内売買”がなされないのか?等)、および社内使用品の流通規模等の市場影響度合いをご教示ください。</p> <p>更に、ライセンス運営管理事業者による徴収の可否に拘らず、ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業に向けて、「社内使用品となるアイテムの企画営業提案」、または「サブライセンシー並びにサブライセンシーアイテムの斡旋提案」をすることの可否をご教示ください。</p>	<p>社内使用品については、ロイヤリティ徴収は不可の予定です。</p> <p>アイテムカテゴリーに関しては、自社および職員が使用するものを指し、名刺、封筒、紙袋、横断幕等が含まれます。範囲は各社契約内容によって異なります。流通規模と市場影響度合いについては、現段階では当協会では判断しかねます。</p> <p>なお、ライセンス運営管理事業者が関係団体・協賛企業等において「社内使用品となるアイテムの企画営業提案」、または「サブライセンシー並びにサブライセンシーアイテムの斡旋提案」をすることは可能となる予定です。</p>
17	募集要領第13条 「公式ロゴマーク使用区分について」	<p>上記質問13-16に於いて、「使用区分のすべて」または「使用区分の一部」についてライセンス運営管理事業者による徴収が不可の場合、その使用区分に係るアイテムは即ち、「ライセンス運用管理業務の管轄外」となるのでしょうか？</p> <p>また、「ライセンス運用管理業務の管轄外」となった使用区分に係るアイテムに関して、募集要領第5条(エ)項に記載の「持続可能性に配慮したライセンス運営管理(※「企画開発に係る品質基準」を指すものと推察)」との整合性を如何に取れば良いのか?の例示をお願いします。</p>	<p>社内使用品に関しては、関係団体および協賛企業が独自で作った場合には、ライセンス運用管理業務の管轄外となります。</p> <p>管轄外のアイテムについては、ライセンス運営事業者にて整合性を考慮頂く必要はありません。</p>
18	その他	公式ロゴマークやキャラクターを商品化使用するにあたり、データ等の支給は可能でしょうか？	データ類は支給いたします。
19	その他	提出した提案書に対して、ご提案内容が変更になる場合、追加の提案は可能でしょうか。	ご提出いただいた企画提案書で審査委員会にて評価を行います。審査委員会の結果によって、契約候補企業となった場合には、契約内容について追加・変更をお願いする可能性があります。
20	その他	ライセンス事業開始日時について ロゴマーク、キャラクターそれぞれについて、ライセンス事業を開始するタイミングが決まっていたら教えてください。(特にキャラクターについては目途でも構いません)	契約締結後、速やかに事業を開始していただきます。
21	その他	ライセンス事業終了期間について ライセンス事業についての契約期間を教えてください。(単年契約、会期終了まで、閉幕以降も?)	会期終了後、事後処理(会計処理、報告作業)などまでを契約期間と定めたいと考えています。